

# 発達障がい児等教育継続支援事業に係る巡回相談実施要領

## 1 目的

公益社団法人福岡県保育協会は、福岡県内（政令市を除く）の公立、私立保育所及び届出保育施設（以下「保育所等」という。）において、発達障がいを含む障がい（以下「発達障がい等」という。）のある園児に対する適切な指導と必要な支援を行うため、巡回指導員の派遣を行い、発達障がい等のある園児に対する一環した継続性のある支援体制の整備に資する。

## 2 業務内容

- (1) 保育所等に対して、本事業の実施について周知する。
- (2) 保育所等から提出された「巡回相談申請書」（様式1）を受理し、相談内容や地理的条件等を参考に「巡回指導員名簿」から巡回指導員を選定し、日程等の連絡調整を行う。
- (3) 派遣が決定した巡回相談員に対して、文書にて依頼する。併せて巡回相談の実施を決定した保育所等に対して文書にて通知する。
- (4) 巡回相談員に対して、謝金及び旅費の支払いを行う。
- (5) 巡回相談を実施した保育所等から実施後20日以内に提出される「巡回相談報告書」（様式2）を受理する。
- (6) 「巡回相談実施状況報告」（別紙）を、それぞれ8月末、11月末、2月末までに福岡県子育て支援課へ提出する。

## 3 相談内容

相談タイプ	具体的な相談内容
Aタイプ (講話)	○ 園内における特別支援教育に関する理解・啓発 (例1) 職員の共通理解を図るための研修における講話
Bタイプ (支援体制)	○ 園内における推進体制整備に関する助言 (例2) 園内委員会やコーディネーターを対象とした助言
Cタイプ (個別相談)	○ 園内における個別事例に対応した相談 (例3) 行動観察（休み時間等）や心理検査の実施、結果説明 (例4) 学級担任や保護者を交えた相談 (例5) ケース会議（事前検討会）における助言 (例6) 個別の指導計画等の作成に関する支援
Dタイプ (連携支援)	○ 学校等間連携における支援 (例7) 保幼小連絡会や中高連絡会における助言 (例8) 校区合同研修会・合同授業研究会等における講和や助言 (例9) 放課後児童クラブ（学童保育）との連携に関する助言
混合タイプ	○ 各タイプの混合型 (例10) 公開授業（行動観察）＋職員研修会

※ Cタイプを実施した場合は、個別の（教育）支援計画や個別の指導計画の作成を確実に  
行うものとする。

## 4 巡回相談チームの構成

有識者（大学教授等）、医師（小児神経科、精神科等）、臨床心理士、就労支援員、指導主事、その他発達障がい等に関する専門的知識・経験を有する者

## 5 留意事項

- (1) 申請に当たっては、巡回相談の効果的な活用方法等を十分に検討すること。
- (2) 巡回相談を実施する際は、管理職が必ず同席して行うこと。
- (3) 巡回相談の記録等は、各保育所等において厳重に保管すること。
- (4) Cタイプを実施する保育所等については、「事前シート（チェック1・2を含む）」（別紙様式）を保育士が作成し、相談内容を整理しておくこと。